

経営者の皆様に向けた法律セミナーのご案内

ここだけは押さえておきたい！

## 「働き方改革」の中身

「働き方改革」という言葉を耳にするようになってからすでに2年以上が経過しています。

そして、本年4月からは、いよいよ大改正された労働基準法を始めとする各種法律が施行されています。

本セミナーでは、社会保険労務士としても活躍している気鋭の弁護士が、この改正労働基準法の中心的な内容を取り上げて解説いたします。

経営者の皆様にとって、知らなかったでは済まされない大切な内容ですので奮ってご参加ください。

日時

2019年 **11**月 **16**日(土) 14:00 ~ 15:30

会場

浦和法律事務所 会議室  
(さいたま市浦和区高砂2丁目3番19号 新高砂ビル3階)

定員

先着 **20**名様 (1社につき2名様まで)

参加費

無料

講師

弁護士・社会保険労務士 水口 匠 (埼玉弁護士会所属)

申込方法

お電話・FAXまたはQRコードよりお申し込みください

セミナー終了後、参加者を対象に無料法律相談会を開催いたします。完全予約制(先着順)となりますので、ご希望の方は前日までにお電話・FAX・QRコードからご予約ください。

セミナー内容

- 1 年次有給休暇取得の義務化と環境整備
- 2 時間外労働の上限規制の内容・施行時期
- 3 「同一労働・同一賃金」への実務対応
- 4 罰則付き改正事項とは
- 5 労使間のトラブル事例と対応法





# 埼玉県の経営者の皆様

## 法律事務所(弁護士)との顧問契約をおすすめします！

企業の活動において、取引先との法律問題、従業員の労務管理、顧客からのクレーム、コンプライアンスの問題など、日々、様々な法律問題が発生します。健全な事業活動において、いざというとき、すぐに相談できる弁護士の存在は重要です。

浦和法律事務所は、1983年に創立された埼玉でも有数の歴史ある法律事務所です。創立以来、地元埼玉で地域に密着し、地域の皆様に寄り添い、様々な法的サービスを提供してまいりました。浦和法律事務所には、現在10名の弁護士が所属しており、弁護士資格の他、司法書士、社会保険労務士、マンション管理士の各資格保有者もおります。浦和法律事務所は、埼玉県の経営者の皆様の良きパートナーとなり、様々な法的側面から皆様の事業活動を全力でサポートいたします。

### 浦和法律事務所と顧問契約を締結するメリット

- ✓ すぐに弁護士に相談することで適切かつ迅速な対応ができる
- ✓ 企業の実情に合った適切なアドバイスを得られる
- ✓ 些細なことでも気軽に弁護士に相談することができる
- ✓ 法的トラブル発生の予防、深刻化するリスクの軽減が図れる
- ✓ 月額性の顧問料・弁護士費用の割引などにより法務にかかるコストを抑えられる
- ✓ 顧問弁護士の存在により対外的な企業の信用性が高まる（貴社のHPに掲載可）

### 顧問契約・顧問料のご案内

顧問契約の内容	当事務所での面談形式による法律相談
	電話・メールによる法律相談
	契約書・就業規則等の書面チェック
	簡易な書面作成
	弁護士費用の20%割引（※1）
顧問料	月額3万円～（税別）

その他、顧問料及びご要望事項によって、上記に掲載するサービス以外にも対応いたします。

詳しくは、当事務所のHP（<https://www.urawa-law.jp/>）をご覧ください。

（※1）割引対象は、弁護士費用のうち、着手金及び報酬金に限り、実費・日当、手数料は対象外となります。

### 法律相談のご案内

- 相談料 30分 5000円(税別)
- 相談は予約制です
- 電話またはメールでお申し込みください  
☎ 048-833-4621

電話受付 平日9時から18時  
事前予約で土日の午前も相談可

